

宇都宮市自治基本条例を考える会議設置要綱

(設置)

第1条 自治の理念，市民の権利及び責務，市政運営の基本原則等を規定する条例（以下「宇都宮市自治基本条例」という。）を策定するに当たり，その内容を検討するため，宇都宮市自治基本条例を考える会議（以下「考える会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 考える会議は，委員48人以下をもって組織する。

2 考える会議の委員は，次に掲げる者のうちから，市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 宇都宮市上河内自治会議及び宇都宮市河内自治会議から選出した市民
- (4) 公募により選出した市民
- (5) 市議会議員
- (6) 市職員

3 前項第4号に規定する者は，別に定めるところにより募集する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし，欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし，再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 考える会議に会長及び副会長1人を置き，委員の互選によって定める。

2 会長は，考える会議を代表し，会務を総理する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 考える会議の会議は，会長が招集し，会長が議長となる。

2 考える会議の会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 考える会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 考える会議は，必要があると認めるときは，関係人の出席を求め，その説明若しくは意見を聴き，又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 考える会議の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第8条 考える会議の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、考える会議の運営について必要な事項は、会長が考える会議に諮って定める。

改正文（この要綱は、平成19年7月1日から適用する。なお、改正後の宇都宮市自治基本条例を考える会議設置要綱第2条第2項第3号の規定により新たに任命する委員の任期は、第3条本文の規定にかかわらず、他の委員の残任期間とする。）